

○宮代町水道事業貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮代町水道事業給水条例(平成10年宮代町条例第10号)第40条及び第41条の規定に基づき、貯水槽水道設置者への指導、助言及び勧告並びに関係者への情報の提供について必要な事項を定め、もって貯水槽水道の適正な管理及び貯水槽水道によって給水される水の水質の確保を行うことを目的とする。

(貯水槽水道設置者への指導、助言及び勧告)

第2条 町長は、貯水槽水道設置者(以下「設置者」という。)に対し、次に定めるところにより指導、助言又は勧告を行うことができるものとする。

- (1) 指導は、設置者が貯水槽水道の管理に理解を示さないときに、日常的な管理の必要性について理解が得られるよう設置者への説明をもって行う。
- (2) 助言は、設置者が行う貯水槽水道の管理又は水質検査の受検が不十分と認めるときに、管理の充実について理解が得られるよう問題事項の説明をもって行う。
- (3) 勧告は、設置者に対し再三の指導及び助言をしたにもかかわらず改善が見られないときに、指導及び助言に従うよう求めるとともに、埼玉県から衛生行政の権限に基づく指示及び命令等が行われる旨の申し渡しをもって行う。

(情報の提供)

第3条 町長は、次に掲げる情報を貯水槽水道の利用者に提供することができるものとする。

- (1) 貯水槽水道を設置している建築物の所在地及び名称並びに設置者の住所及び氏名
- (2) 貯水槽水道の管理について設置者に指導、助言又は勧告した内容
- (3) その他利用している貯水槽水道に関する情報

2 町長は、次に掲げる情報を貯水槽水道の設置者に提供することができるものとする。

- (1) 水道法(昭和32年法律第17号)第20条第3項及び第34条の2第2項に係る検査機関に関する情報
- (2) 建築物飲料水貯水槽清掃業として埼玉県知事の登録を受けている者に関する情報
- (3) その他貯水槽水道の管理及び検査に関する情報

3 町長は、貯水槽水道の管理が不適正と認めるときは、次に掲げる情報を埼玉県知事に提供することができるものとする。

- (1) 貯水槽水道を設置している建築物の所在地及び名称並びに設置者の住所及び氏名
- (2) 貯水槽水道の管理について設置者に指導、助言又は勧告した内容
- (3) その他衛生行政に必要な情報

(届出書の提出)

第4条 設置者は、次に掲げる届出書を町長に提出するものとする。

- (1) 貯水槽水道を設置したとき 貯水槽水道設置届出書(様式第1号)
- (2) 貯水槽水道の設置場所又は構造等を変更したとき 貯水槽水道変更届出書(様式第2号)
- (3) 貯水槽水道を廃止したとき 貯水槽水道廃止届出書(様式第3号)

(設置者が備える書類及び図面)

第5条 設置者は、次に掲げる書類及び図面を当該貯水槽水道を設置した施設に備えておかなければならない。

- (1) 管理状況の検査に関する書類
- (2) 貯水槽水道の設備の配置図及び給排水系統図
- (3) 貯水槽水道の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- (4) 水槽の清掃の記録等、維持管理に関し必要な事項を記載した書類